

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	固定資産税・都市計画税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宍粟市は、固定資産税及び都市計画税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する

特記事項

## 評価実施機関名

兵庫県宍粟市長

## 公表日

令和8年1月23日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税・都市計画税に関する事務
②事務の概要	<p>・固定資産税及び都市計画税は、地方税法及び宍粟市税条例等に基づき、賦課期日時点において、本市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を有する所有者等に対して、課税を行うものである。</p> <p>・滞納整理は、地方税法、滞納処分と強制執行等との手続きの調整に関する法律、国税徴収法及び宍粟市税条例等に基づき、税を納期限までに納付しなかった住民に対し、督促状・催告書の送付や財産調査を行う。なお、納期限までに税を納付していない場合は、その実態に応じて、徴収緩和又は滞納処分の方向で処理するかを決定し、完結するまでの進行状況を管理する事務を行う。</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方税法に基づき、土地、家屋、償却資産の所有者に対し、固定資産税額を算出し賦課する。また、条例で定める地域内の土地、家屋の所有者に対し、都市計画税を算出し賦課する。</li> <li>2 納税通知書、納付書及び課税明細書等の通知書を発行する。</li> <li>3 生活保護を受給しているなど減免事由に該当する場合は、減免申請書を受け付け、減免を適用する。</li> <li>4 申請に基づき、課税(補充)台帳に記載した事項を証明する。</li> <li>5 市税の滞納者調査及び督促状、催告書の送付</li> <li>6 滞納者との折衝及び調査による、実態や所得・財産等を把握及び滞納整理の方向付けの判断</li> <li>7 納付の相談・指導・猶予・分納誓約、滞納者の実態等の把握及び執行停止の検討</li> <li>8 滞納処分(財産の差押、交付要求、参加差押、捜索、公売)、換価及び滞納額への充当</li> <li>9 不納欠損に関する事務</li> <li>10 過誤納金の還付に関する事務</li> </ol> <p>・番号法別表第二に基づき、固定資産税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 固定資産税システム</li> <li>2. eLTAX</li> <li>3. 収滞納管理システム</li> <li>4. 宛名管理システム</li> <li>5. 団体内統合宛名システム</li> <li>6. 中間サーバー</li> </ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税ファイル、宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項別表24項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[      実施する      ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) なし</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 第二条一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの」が含まれる項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八項に基づく利用特定個人番号の提供に関する命令第50条</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]            1) 1,000人未満(任意実施)            2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満            5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人未満 ] &lt;選択肢&gt;            1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ] &lt;選択肢&gt;            1) 発生あり 2) 発生なし</p>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	
	1) 基礎項目評価書	
	2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書	
	3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている
		2) 十分である
		3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている
		2) 十分である
		3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている
		2) 十分である
		3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている
		2) 十分である
		3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている
		2) 十分である
		3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている
		2) 十分である
		3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている
		2) 十分である
		3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[      ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本人からのマイナンバー取得の徹底を行っている。本人からマイナンバーを取得できない場合は住基ネットで照会をすることになるが、その際には4情報または住所を含む3情報による照会をすることを厳守している。また、上記の他に特定個人情報の取扱に関して手作業が介入するが、いずれの局面においても複数人での確認をするようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。		
9. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ○ ] 内部監査	[      ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策			[      ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ul>		
当該対策は十分か【再掲】	[      十分である      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	宍粟市のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が最小限になるよう、アクセス制限を設定している。また、情報照会時には、対象者及びその目的等を、複数人で確認を行うように徹底していることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I－1－②事務の概要	—	・滞納整理は、地方税法、滞納処分と強制執行等との手続きの調整に関する法律、国税徴収法及び宍粟市税条例等に基づき、税を納期限までに納付しなかった住民に対し、督促状・催告書の送付や財産調査を行う。なお、納期限までに税を納付していない場合は、その実態に応じて、徴収緩和又は滞納処分の方向で処理するかを決定し、完結するまでの進行状況を管理する事務を行う。	事前	滞納整理に関する事務分の追加
令和1年6月28日	I－1－②事務の概要	4 申請に基づき、課税(補充)台帳に記載した事項を証明する。	4 申請に基づき、課税(補充)台帳に記載した事項を証明する。 5 市税の滞納者調査及び督促状、催告書の送付 6 滞納者との折衝及び調査による、実態や所得・財産等を把握及び滞納整理の方向付けの判断 7 納付の相談・指導・猶予、分納誓約、滞納者の実態等の把握及び執行停止の検討 8 滞納処分(財産の差押、交付要求、参加差押、捜索、公売)、換価及び滞納額への充当 9 不納欠損に関する事務	事前	滞納整理に関する事務分の追加
令和1年6月28日	I－1－②事務の概要	—	・番号法別表第二に基づき、固定資産税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	
令和1年6月28日	I－1 ③システムの名称	3. 収納管理システム	3. 収滞納管理システム	事前	滞納整理に関する事務分の追加
令和1年6月28日	I－5－①部署	市民生活部税務課	市民生活部税務課・市民生活部債権管理課	事前	滞納整理に関する事務分の追加
令和1年6月28日	I－5－②所属長の役職名	—	項目の変更	事後	新様式によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-7 請求先	宍粟市市民生活部税務課	宍粟市市民生活部税務課・宍粟市市民生活部債権管理課	事前	滞納整理に関する事務分の追加
令和1年6月28日	I-8 連絡先	宍粟市市民生活部税務課	宍粟市市民生活部税務課・宍粟市市民生活部債権管理課	事前	滞納整理に関する事務分の追加
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年9月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年9月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	新様式によるもの
令和2年10月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6	事後	
令和2年10月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866  〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部債権管理課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866  〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部債権管理課 電話 0790-63-3134 / FAX 0790-62-2866	事後	
令和2年10月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年10月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和3年9月30日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二		法律の改正による
令和3年9月30日	I-5 評価実施機関における担当部署	市民生活部税務課・市民生活部債権管理課	市民生活部税務課		
令和3年9月1日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866  〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部債権管理課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866  〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部債権管理課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866		
令和3年9月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年10月1日	令和3年9月1日		
令和3年9月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年10月1日	令和3年9月1日		
令和4年9月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年9月1日	令和4年9月1日		
令和4年9月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年9月1日	令和4年9月1日		
令和5年9月1日	I-1-②事務の概要		10 過誤納金の還付に関する事務	事後	地方税過誤納金還付における公金受取口座の運用開始に伴うもの。
令和5年9月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年9月1日	令和5年9月1日		
令和5年9月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年9月1日	令和5年9月1日		
令和7年12月1日	I-3 個人番号の利用	・番号法第9条第1項及び別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・番号法第9条第1項及び別表24項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I－4 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二 別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省で定めるもの」が含まれる項(27の項)  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	(情報提供の根拠) なし  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 第二条第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの」が含まれる項  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八項に基づく利用特定個人番号の提供に関する命令第50条		
	II－1 いつ時点の計数か	令和5年9月1日	令和7年12月1日		
令和7年12月1日	II－2 いつ時点の計数か	令和5年9月1日	令和7年12月1日		